

「都心商業地でのおもてなし環境整備事業」質問票の回答

No.	質問内容	回答
1	過去どのような歓迎イベントをされていたのでしょうか？そして一回当たり、どれくらいの金額規模感のイベントだったのでしょうか？	折り紙等の日本的な遊びや、特産品の紹介イベント等の実施がありました。金額については、委託契約金額と想定回数から見積りをお願いします。
2	演奏者の招請費用は、通例どうされているのでしょうか？今回は委託費に含まないとなっておりますが、招請費用に関わらず別会計でお支払いされるのでしょうか？	演奏者、出演者への謝礼は一般財団法人神戸観光局よりお渡しします。
3	今回はバスツアーなどの催行は行わないのでしょうか？それとも別事業として催行されるのでしょうか？	本事業は主に元町及び三宮の都心商業地、神戸ポートターミナル、中突堤旅客ターミナルで実施する業務の委託について募集しており、それらの場所を起点とする遠隔地へのエクスカージョンは想定しておりません。ただし、おもてなしイベントに市内の観光地を組み入れる場合、乗船客向けの無料送迎バスの運行は認めます。車両の借り上げ代は委託費に含むものとします。
4	事業費を提案の1つとして、誘客のための「商店街お買い物クーポンの発行等」に使うということは可能でしょうか？それとも委託趣旨に反しますでしょうか？	おもてなしイベントとして割引券配布等の企画を妨げるものではありませんが、配布対象はイベント実施対象船の乗船客のみとし、利用期間は該当船舶の停泊中に限ります。また、換金は認められません。なお、入港回数の変動により事業費が減額された場合でも、発行済のそれら券種について、不足額を補填することはいたしません。
5	通訳者のレベルはどこまで求められるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・乗船客の言葉を誤認せず聞き取ることができる ・スムーズに目的地への移動ができるよう明確に誘導や交通手段の案内ができる ・新型コロナウイルス対策の説明や、ソーシャルディスタンス確保等の適切な呼びかけができる
6	「各種乗車券当の取扱」は、指定されているもの以外でも、受託者側が用意・管理できれば、一緒に販売しても問題ないでしょうか。	乗車券の取り扱いについては、正確な販売数と収支の報告がなされることを前提とします。なお、手数料等を上乘せし、受託者が利益を得ることを禁じます。入港回数の変動により事業費が減額された場合でも、受託者が既に購入した乗車券等について、代金を補填することはいたしません。また、盗難等の事故に関しても、委託者は一切の責任を負いません。

7	「物販に関する調整」で、「感染症に対する密集を避け、実施内容に十分配慮すること」とありますが、対策を講じるうえで必要となりうる備品類はターミナルで設置または所持しているものを一部お借りすることはできるのでしょうか。受託者側ですべての用意が必要となりますか。	乗下船に係る部分については、各ターミナルの運営管理者が設置・管理し、消耗部分に関しては補充を行います。おもてなしイベントの実施上で追加を必要とされる個所については受託者側で用意してください。費用は委託費に含めます。
8	ミニイベントの企画・実施について、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にもよりますが、飲食を伴うようなイベントの提案は控えたほうがよろしいでしょうか。	十分に感染症対策を行い、人数制限をとる等の配慮をした上で行ってください。ただし、現地の状況等によって、委託者から中止を指示する場合があります。